

「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズMON94313系統」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和7年10月1日～令和7年10月30日

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 3件

4. 意見・情報及び食品安全委員会の回答

意見・情報※	食品安全委員会の回答
評価指針に基づく評価であり 判断とのこと 乱数の内 ひとつの数字を入れ替えたならそれは 乱数と言えるのか？ 出発点が同じでも 1度角度が違えばいずれ大きく離れて いきます 食品に関しては 安全の確認は最重要で 何かコトが起きてから 間違っていました で済む問題ではなくなります そして その際にも誰も責任を負う者が居ない 国が許可したから安全だと判断して それで健康被害を受けても 泣き寝入りをするより無い状態は	食品安全委員会における遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価においては、最新の科学的知見及び国内外のガイドライン等を踏まえ、食品安全委員会において検討した上で作成した指針※に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ実施しています。 本系統については、同指針に基づき、比較対象となる既存品種の安全性を確認したうえで、導入遺伝子の供与体の安全性、導入遺伝子から産生されるタンパク質の毒性及びアレルギー誘発性、導入遺伝子の塩基配列等の解析、交配後の世代における導入遺伝子の安定性、植物の代謝経路への影響、植物の栄養成分及び有害成分の比較の結果等について確認しました。 その結果、本系統は既存品種である非組換えダイズと比較して新たに安全性を損なうおそれのある要因は認められなかったことから、人の健康を損なうおそれはないと判断しました。 なお、消費者の選択に関するご意見

国民の為に存在する国の機関として間違っているとしか言えません 責任を負う気が無いのなら 少なくとも消費者に選択の権は存するべきでしょう 責任は負わない 選択する余地も与えない 私たちは奴隷ですか？	については、消費者庁へ情報提供いたします。 ※「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）
遺伝子組み換え大豆そのものが人体に与える影響だけでなく、大豆を栽培する土への影響、そこに住む微生物への影響、耐性を持たせた農薬を使いたいのでしょうから農薬を使った場合の土壌、周辺の動植物、そして人体への影響まで評価すべきです。 仮にこの大豆を日本で栽培しようなど考えているのなら、断固反対します。	食品安全委員会が行う食品健康影響評価は、食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を対象としたものとなっています。 このため、遺伝子組換え食品（種子植物）の食品健康影響評価についても、遺伝子組換え食品（種子植物）が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響のみを評価の対象としており、環境等のその他の要因については農林水産省等、他の政府機関において実施されております。 遺伝子組換え食品（種子植物）の環境影響及び栽培に関するご意見については、食品安全委員会が実施しているもの以外のリスク評価及びリスク管理に関するものと考えられることから、農林水産省及び環境省へお伝えします。
除草剤は海外では使用が禁止されている国もあります。また、国内でも、農薬散布による発達障害児の数の倍増が疑われる事例が報道されていました。適正使用量を守れば安全。と言われていますが、根を枯らし、虫が死ぬような薬が本当に安全なのでしょうか。すぐには影響がでなくとも、積み重ねていけば、人体への影響は計り知れません。また、蜜蜂が死んでしまうことから、環境への負荷も大きいと思います。	本評価結果は、遺伝子組換え食品（種子植物）に対するものであり、当該種子植物が耐性を持つ農薬（除草剤）に対するものではございません。 頂いたご意見は、農薬（除草剤）に関するものであり、遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価を内容とした本食品健康影響評価の審議結果案には直接関係するものではないと考えられます。 なお、農薬の使用に関するご意見はリスク管理に関するものと考えられる

小学校の校庭への散布もされていますが、子ども達への影響が心配です。 政府が管轄する小学校や施設、公的な機関には散布を規制していただきたいです。除草剤に賛成の人もいれば、反対の人もいます。私的な施設への規制は難しくとも、公的に施設への散布はやめてください。また、今後、除草剤使用に関して、規制を求めます。	ことから、農林水産省へお伝えします。
---	---------------------------

※頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。